

小金井市民設民営学童保育所の所外活動
におけるプール事故検証報告書

令和 7 年 1 月

小金井市民設民営学童保育所
におけるプール事故検証委員会

— 目 次 —

はじめに

第1 検証の目的及び方法 ······	1
1 検証の目的	
2 本委員会の設置及び開催方法	
第2 市内の学童保育について ······	2
1 児童福祉法による放課後児童健全育成事業	
2 市の放課後児童健全育成事業（学童保育）	
3 市の担当部署（児童青少年課）の組織体制及び所掌事務	
第3 本件事故の概要・経緯 ······	4
1 本件事故の概要	
2 本児の情報	
3 Z プールの設備・構造等	
4 本件事故当日のプール遊びの概要及び参加人数・人員配置	
5 本件事故当日の児童、M学童クラブ、N事業者、Zスポーツクラブの動き	
6 本件事故以降の経過	
第4 運営事業者について ······	17
1 M学童クラブの概要	
2 M学童クラブ及びZスポーツクラブの安全対策	
3 M学童クラブにおける国や都からの通知の運用	
4 M学童クラブのプール遊びの概要（発生以前の状況）	
5 M学童クラブ及びN事業者の本件事故発生日翌日からの対応	
第5 市の対応について ······	22
1 担当部署の本件事故発生以前の取組・対応	
2 市（児童青少年課）の本件事故発生当日の動き	

3	市の担当部署の本件事故発生日以降の対応	
4	市他部署における本件事故発生日以降の対応	
第 6	本事案の問題点・課題と再発防止に向けた提言	2 6
1	本件事故に係る 3 つの観点と 5 つの問題点についての検証	
2	小金井市の対応に係る課題と改善の提言	
3	本件事故全体に対する総括（まとめ）	
資料		3 7

はじめに

令和7年7月28日（月）、東京都小金井市内において、民設民営の学童保育所の保育活動中にプール事故が発生し、かけがえのない一人の子どもの尊い命が失われました。突然の出来事により、大切なお子様を失われたご家族の深い悲しみを思うと、言葉を失うばかりです。亡くなられたお子様のご冥福を、心より、そして深くお祈り申し上げます。

検証委員会では、この痛ましい事故を決して繰り返してはならないという強い思いのもと、本事故において何が問題であったのか、また、その問題がどのような原因によって生じたのかについて、一つ一つ丁寧に検証を重ねてまいりました。そして、その結果をもとに、二度と同様の事故が起こることのないよう、具体的な改善策について深く議論し、本報告書に提言として取りまとめました。

教育・保育は、子どもたち一人一人の未来を育むために、質が高く、豊かなものであることが求められる大切な営みです。しかし、そのすべての営みは、子ども一人一人の命が守られ、安全が確保されてはじめて成り立つものです。そのことを、私たちは今回の検証と議論を通して、改めて深く、深く胸に刻みました。この根幹においては、一切の妥協も許されません。

学童保育に携わる者、プール事業に携わる者、学童保育を管理・運営する者、そしてすべての教育・保育に関わる者が、この事故によって奪われた尊い命の重さを決して忘れることなく、「命」と「安全」という原点を改めて心に刻み、日々の実践を見つめ直し続けていくこと——それこそが、私たちに課せられた、最も重く、そして最も大切な責務であると確信しております。

最後に、改めまして、亡くなられたお子様のご冥福を、心よりお祈り申し上げます。

令和7年12月

小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会
委員長 金子 嘉宏

第1 検証の目的及び方法

1 検証の目的

令和7年7月28日（月）、東京都小金井市内において民設民営学童保育所におけるプール事故（以下「本件事故」という。）が発生した。本件事故の重大性を鑑みて、小金井市（以下「市」という。）は第三者により組織する小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会（以下「本委員会」という。）を設置した。

本委員会は、国からの通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（令和7年3月21日こ成安第45号外）」に基づき、本件事故の事実関係の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討して、提言を行うものである。

なお、本件事故の検証は、特定の組織や個人の責任の追及、批判及び関係者の処罰を目的とするものではない。

2 本委員会の設置及び開催方法

本件事故の検証にあたっては、全7回の委員会を開催し、以下の方法により調査・検討を行った。

- (1) 本件事故に遭った児童（以下「本児」という。）が通う民設民営学童保育所（以下「M学童クラブ」という。）を運営する事業者（以下「N事業者」という。）及び市等から提出を受けた各種資料に基づく分析・検討
- (2) 本件事故のあったプール施設（以下「Zプール」という。）での現地調査（なお、Zプールは、N事業者が運営するスポーツクラブ（以下「Zスポーツクラブ」という。）の施設内に所在する。）
- (3) 関係者へのヒアリング
- (4) 教育・保育関連文献、各種資料による検討

なお、本委員会における議事内容については、個人情報及び法人情報に関する発言がなされる可能性があることから、プライバシー保護の観点から非公開とした。

第2 市内の学童保育について

1 児童福祉法による放課後児童健全育成事業

児童福祉法（以下「法」という。）において、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう（法第6条の3第2項）。市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、その利用の促進に努めなければならない（法第21条の10）。

この放課後児童健全育成事業は、市町村自ら行うことも、民間の事業者において市町村長に届け出ることによって行うこともできる（法第34条の8）が、放課後児童健全育成事業を行う者は、国の基準を参照して市町村が条例で定めた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならない（法第34条の8の2）。市町村長は、この基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、一定の調査、指導等を行う権限を有している（法第34条の8の3）。

なお、市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させることも求められている（第56条の7第2項）。

2 市の放課後児童健全育成事業（学童保育）

市は、法に基づき「小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「基準条例」という。）を定めている。前述したとおり、市は、この基準を維持するため、市内において放課後児童健全育成事業を行う者に対して、一定の調査、指導等を行う権限を法に基づき有している。

また、令和7年12月1日現在、市は、放課後児童健全育成事業を実施する学童保育所を市内に9か所設置している。そのうち市が自ら運営するいわゆる公設公営の学童保育所が4か所、民間事業者に委託しているいわ

ゆる公設民営の学童保育所が 5 か所である。一方、市内には、民間の事業者が市長に届け出て放課後児童健全育成事業を実施するいわゆる民設民営の学童保育所が 2 か所ある。いずれも小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱（令和 6 年 3 月 26 日要綱第 37 号）に基づく補助金の交付を受けており、その 1 つが M 学童クラブである。

3 市の担当部署（児童青少年課）の組織体制及び所掌事務

組織等（職員数）	所掌事務
課長（1人）	—
児童青少年係（4人） 【職員数内訳】 ○係長 1、主任 1 ○会計年度任用職員 2	(1) 児童館に関すること (2) 青少年の健全育成事業及び関係団体に関すること (3) 青少年問題協議会に関すること (4) 子どもオンブズパーソンに関すること (5) 課内の庶務に関すること
学童保育係（3人） 【職員数内訳】 ○係長 1、主任 1、主事 1	(1) 学童保育に関すること
児童館（19人） 【職員数内訳】 ○主査 1、主任 2、主事 3 ○会計年度任用職員 13	(省略)
学童保育所（55人） 【職員数内訳】 ○主査 2、主任 2、主事 12 ○会計年度任用職員 39	(省略)
子どもオンブズパーソン事務局（3人） 【職員数内訳】 ○主査 1 ○会計年度任用職員 2	(省略)

※「児童館」は「児童青少年係」に、「学童保育所」は「学童保育係」にそれぞれ属するが、表上は別掲としている。

※職員数は、令和 7 年 7 月 1 日現在の人数

第3 本件事故の概要・経緯

1 本件事故の概要

令和7年7月28日（月）、M学童クラブが、Zプールでプール遊びを実施した際、児童1人が午前10時30分頃、プールで浮いた状態で発見された。救急搬送後、同日午後10時頃、死亡が確認された。

2 本児の情報

- (1) 年齢 6歳
- (2) 性別 男
- (3) 身長 113.9cm
- (4) 体重 18.3kg
- (5) 当日の健康状態 普段と変わりなし

※身長、体重については、令和7年7月16日に測定された数値。

3 Zプールの設備・構造等

- (1) 屋内・屋外の別 屋内
- (2) 面積 $25\text{m} \times 12\text{m} = 300\text{m}^2$
- (3) 水深 1.1～1.2m
- (4) その他設備 AED（コーチルーム内）、有線放送設備（スピーカー）、監視カメラ、更衣室、便所

※監視カメラは複数台あるが、録画機能を有しているものは1台のみ。その他はモニタリング用である。

4 本件事故当日のプール遊びの概要及び参加人数・人員配置

- (1) 事故当日のプール遊びの概要

事故当日Zスポーツクラブは休館日であり、その休館日を活用して、M学童クラブと、Zスポーツクラブが運営するアフタースクール（以下「アフタースクール」という。）は、同時間帯にZプールをロープで区画分けして、それぞれプール遊びを行った。

M学童クラブは、その在籍する児童のうちの希望する児童17人（小学1年生7人・2年生10人、男12人・女5人）を対象にプール遊び

を行った。

一方、アフタースクールは、その参加する児童のうちの希望者 22 人を対象にプール遊びを行った。

(2) 事故当日の人員配置等

8 人 (M 学童クラブ職員 3 人、Z スポーツクラブ職員 5 人)

職員	所属等
A	M 学童クラブ所属放課後児童支援員（放課後児童支援員資格あり） 事故発生時、Z スポーツクラブの事務室にいた。
B	Z スポーツクラブ所属スイミングチーフマネージャー 事故発生時、事務のシフトとなっており、プール室内にあるコーチルームにいた。
C	Z スポーツクラブ所属 事故発生時、プールガードのシフトとなっており、プール内で、M 学童クラブの児童を監視していた。
D	Z スポーツクラブ所属 事故発生時、事務のシフトとなっており、プール室内にあるコーチルームにいた。
E	Z スポーツクラブ所属アルバイト 事故発生時、プールガードのシフトとなっており、プール内で、アフタースクールの児童を監視していた。
F	M 学童クラブ所属アルバイト（放課後児童支援員資格なし） 事故発生時、写真撮影要員としてプールサイドにおり、監視要員ではなかった。
G	Z スポーツクラブ所属 事故発生時、事務のシフトとなっており、プール室内にあるコーチルームにいた。
H	M 学童クラブ所属アルバイト（放課後児童支援員資格なし） 事故発生時、Z スポーツクラブのスタジオにいた。

5 本件事故当日の児童、M学童クラブ、N事業者、Zスポーツクラブの動き

時間	内容
午前 9 : 10	<ul style="list-style-type: none"> ■ A・F・Hが、児童25人とともにM学童クラブを出発した。 <p>※施設の空調故障により、プール遊びに参加しない児童もZスポーツクラブのスタジオで活動する予定であったため、当日登所した児童全員が施設を出発した。</p>
～午前 9 : 50	<ul style="list-style-type: none"> ■ Bが水深調整台をコの字型に設置するように決定した。 ■ CとDが水深調整台を設置した。 ■ Eがプール遊びに参加するM学童クラブの児童を通勤中に見て、「参加児童が小柄なので、水深調整台を増やした方が」とBに進言し、Bはこの進言を受け、入口側（北東部）の水深調整台を1列から3列に増設することを決定し、Dが設置した。 ■ Bは水深調整台がコの字型に設置してあることを確認した。
午前 9 : 50	<ul style="list-style-type: none"> ■ A・F・H及び児童25人がZスポーツクラブに到着した。現地で児童が1人合流したため、児童は26人となった。
～午前 10 : 27	<ul style="list-style-type: none"> ■ AはBに、プール遊びに参加する児童が17人である旨を伝えた。 ■ AはBに対し、「フィックス（二の腕辺りに着用する浮き具のこと。）を着けてね」と伝え、Bからは「はい、着けるよ」と返事を得た。 ■ Hはプールとは別の階にあるスタジオにてプール遊びに参加しない9人の見守りを行った。

■ AがBに「プール人員はプール側で出すので必要ない」ことを確認した。ただし、BとCは、Fがプール遊びの際、プールサイドにいたため、監視要員という認識だった。

■ AとFは、女児5人を着替えさせた後プールサイドに移動し、体操をし、シャワーへ行くよう伝え、向かわせた。

■ Bは男児12人を着替えさせ、体操をし、シャワーを浴びさせ、プールサイドに座らせた。

■ Bは、浮き具については、泳力を聞いて、不安な子に着けるものと考えていたため、当日も「水が怖い子はいないか」等と聞いたが、手は上がらないので特に着けさせなかつた。

なお、Aは児童らがフィックスを着用しているかの確認をしておらず、本児は、フィックスを着用していなかつた。

※Bは、Aから特に言われていた1人の児童のみフィックスを着用させたため、17人中1人のみフィックスを着用していた。

一方、AはZスポーツクラブ(のスイミングスクール)に通っていない児童は、全員フィックスを着用するものと認識しており、Aは17人のうち1人について特段発言はしていないことであるため、齟齬が生じている。

■ Aは、Zスポーツクラブ事務室へ向かった。

■ プール内にいたCがプール内を移動し、児童17人のもとに行き、17人いることを確認した。この時点で児童17人は、既にプール際に一列に並んで座り、足を水につけている状態であった。

■ Bは、プールサイドに座った児童のうち1人にフィックスを着用した後コーチルームに戻った。

午前 10：28	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本児が、プールに入った。 ■ 入水後、間もなく、本児がプールサイド側からプール中央に向かって歩き、水深調整台が設置されていないと思われる場所にて沈水した。
午前 10：33～	<ul style="list-style-type: none"> ■ C がプールに浮いている本児を発見し、プールサイドに引き上げた。 ■ C から助けを求められた B が救急へ通報した。 ■ B から指示を受けた D がコーチルームから A E D を持つて現場に向かった。 ■ G がプール内にいた児童全員（アフタースクールの 22 人を含む。）をプールサイドで待機させた。 ■ A が事務室にいたところに連絡があり、A はプールサイドに向かい、本児の耳元で名前を呼び掛けていた。 ■ A は、N 事業者職員と本児の保護者にプールサイドから電話連絡し、意識不明である旨を伝えた。
午前 10：34	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本児の呼吸及び胸部の動きがないため、D は A E D を使用した。
午前 10：35～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 解析後、「通電の必要なし」「胸骨圧迫してください」とのメッセージが出たため、D は胸骨圧迫を開始し、約 10 分間、胸骨圧迫を行った。 ■ Z スポーツクラブ支配人（以下「支配人」という。）が事故現場に到着した。
午前 10：41	<ul style="list-style-type: none"> ■ マイクロマスクが届き、胸骨圧迫に加えて C が人工呼吸を開始した。
午前 10：45	<ul style="list-style-type: none"> ■ 救急隊が到着したため、処置を引き継いだ。 ■ 救急隊が処置を行う最中、アフタースクールを含めた残りの児童が、プールから離れた。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ Aは残りの児童の保育をN事業者職員に依頼した。 ■ Aは救急車に同乗して、S病院に向かった。 ■ Bは支配人と相談して、児童らを着替えさせていた。警察の簡単な聴取や現場検証に協力し、N事業者職員に説明した。
午前 11：00～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本児及びAがS病院に到着した。 ■ Aは救急外来で受付を済ませ、受付前で待つ間に、N事業者職員、市役所（発信のみ）、本児の保護者に電話をした。 ■ 保護者が病院に到着した。 ■ Aは、保護者にわかる範囲で説明した（電話での説明と同内容。）。
正午～	<ul style="list-style-type: none"> ■ Aは、保護者と同席し、医師から状況及びT病院へ搬送する旨の説明を受けた。
午後 1：00～	<ul style="list-style-type: none"> ■ T病院へ搬送。保護者が救急車に同乗。AはN事業者職員に連絡して、自らもT病院に向かった。 ■ AはT病院に到着。救急の待合室は家族のみのため、一般の待合室で待機した。 ■ N事業者職員がT病院に到着し、Aは待機を続けた。
午後 5：30～	<ul style="list-style-type: none"> ■ Aは保護者から状況を伺った。 ■ AとN事業者職員が保護者に謝罪とともに事故の原因について説明をし、AはM学童クラブに戻った。※この説明には誤りがあり、後日N事業者より撤回された。
午後 7：00～	<ul style="list-style-type: none"> ■ AはM学童クラブに到着後、本児以外の保護者への通知メール文が本社から届くのを待った。 ■ N事業者職員が市に報告を行った。 ■ Aは本児以外の保護者宛にメールを送付した。その後、AとN事業者職員で本児以外の保護者に電

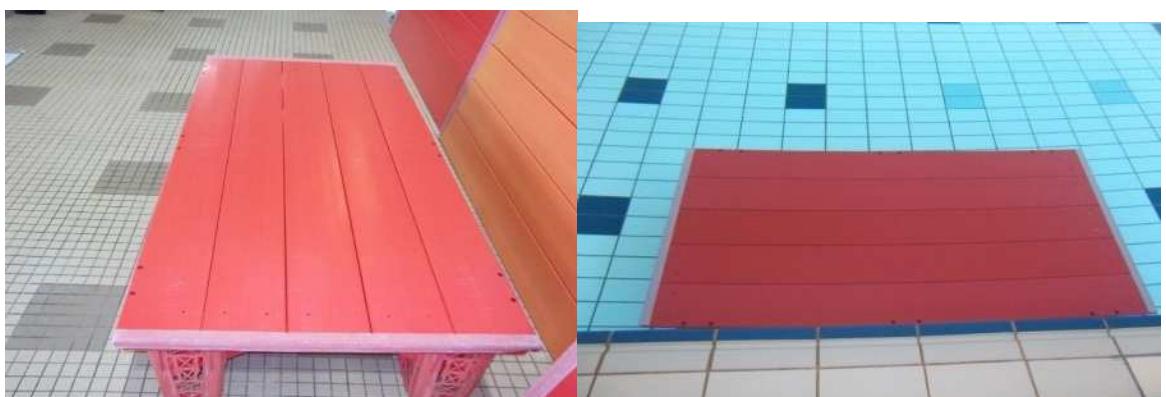
	<p>話をした（ただし、不通の保護者もいたため、連絡が後日となった保護者もいた。）。</p> <p>■ AはM学童クラブを閉め、Zスポーツクラブに向かい、N事業者職員等からの質問等に対応した。</p>
午後 10：00頃	■本児死亡

● プール用具の参考画像

■ フィックス

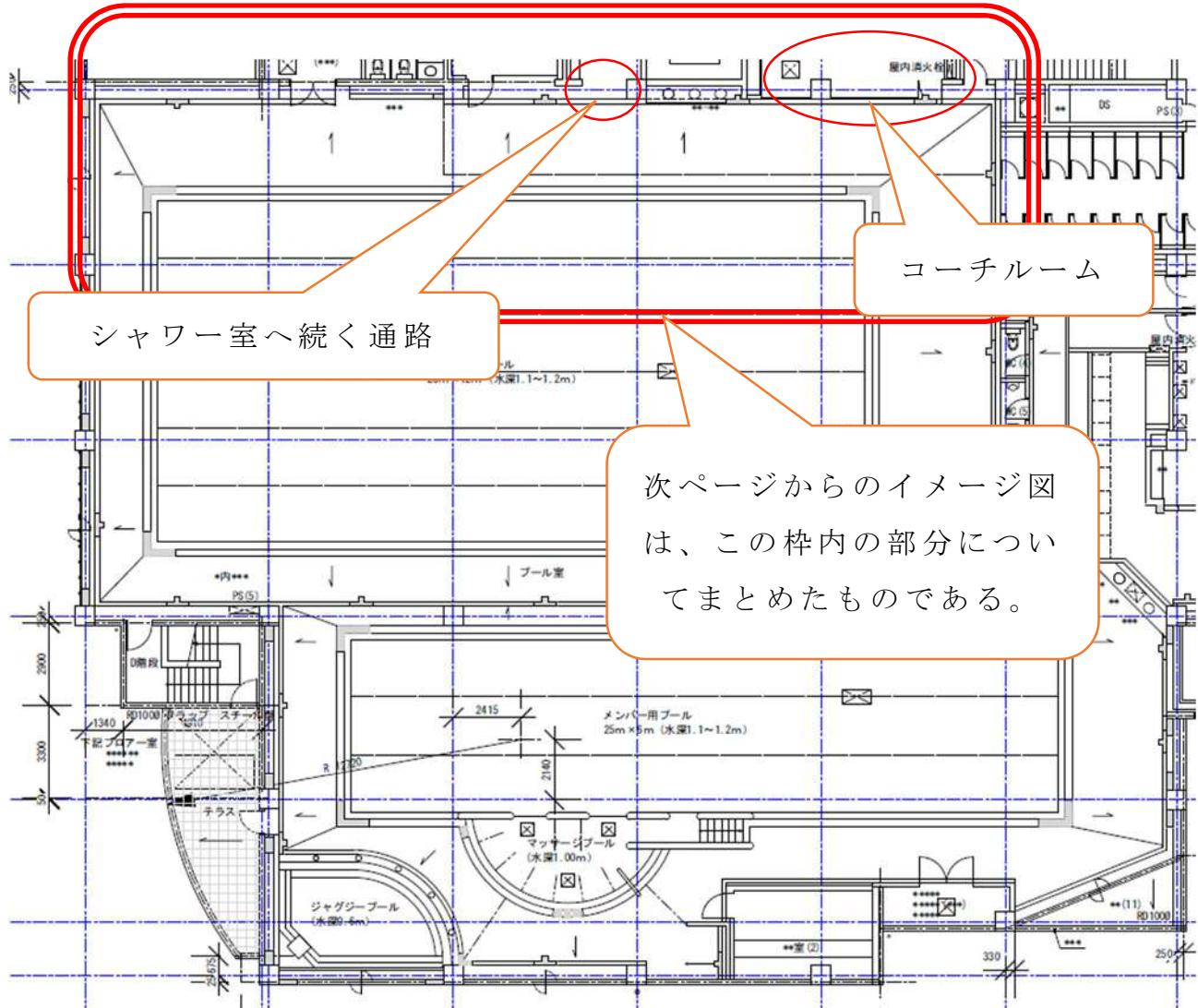


■ 水深調整台

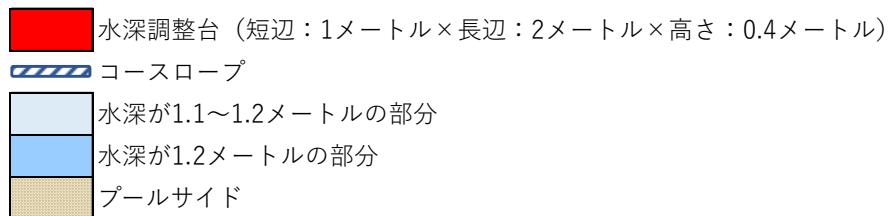


● 場面ごとの状況図

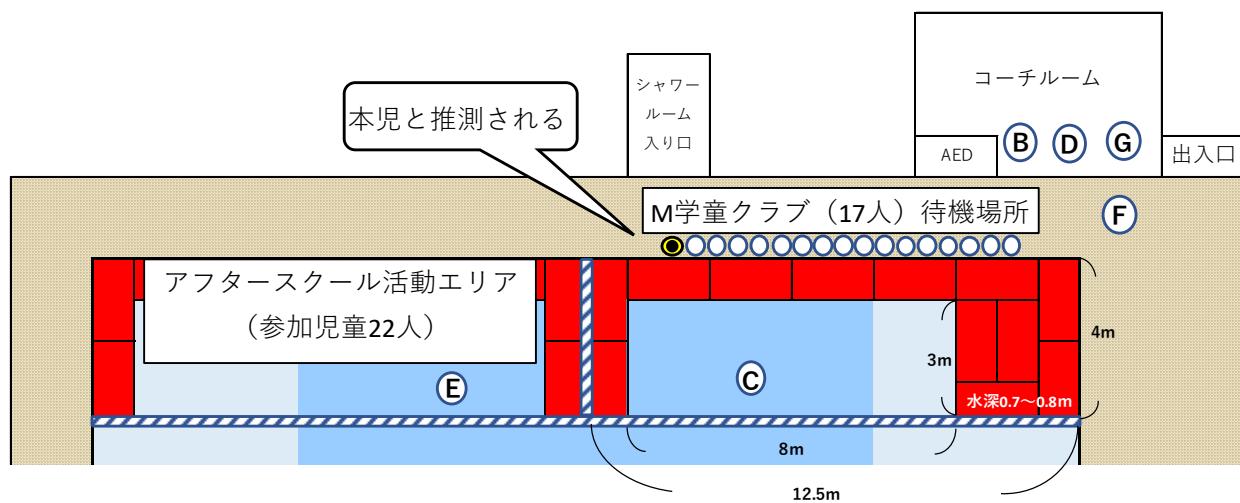
【Z プール全体像】



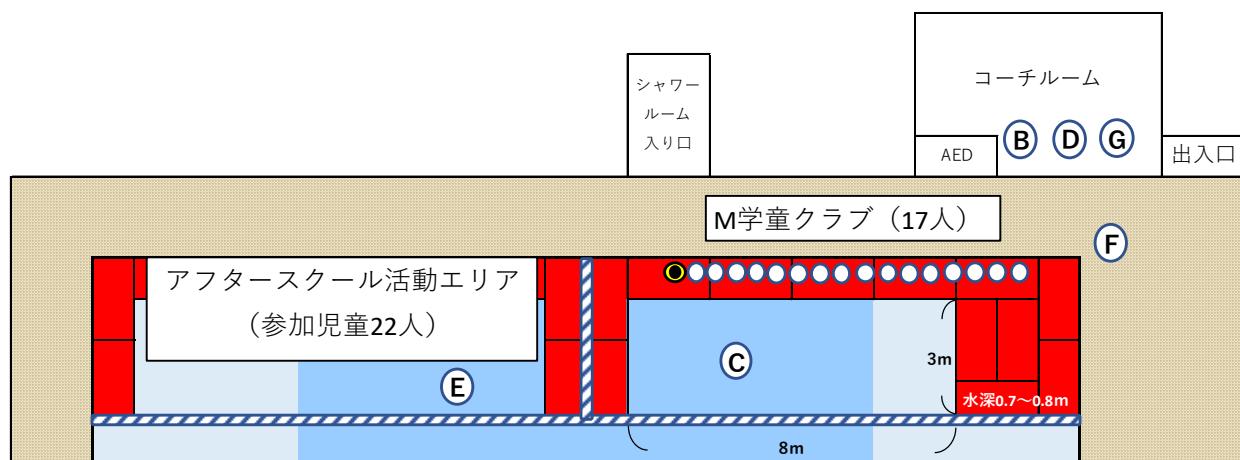
※次の図において、児童、Zスポーツクラブ職員、M学童クラブ職員の位置は目安であり、詳細な位置関係を示すものではない。



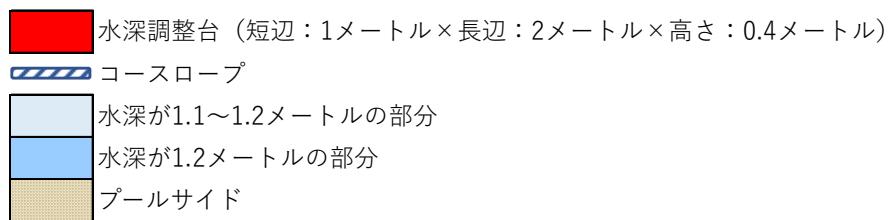
【プール集合時】



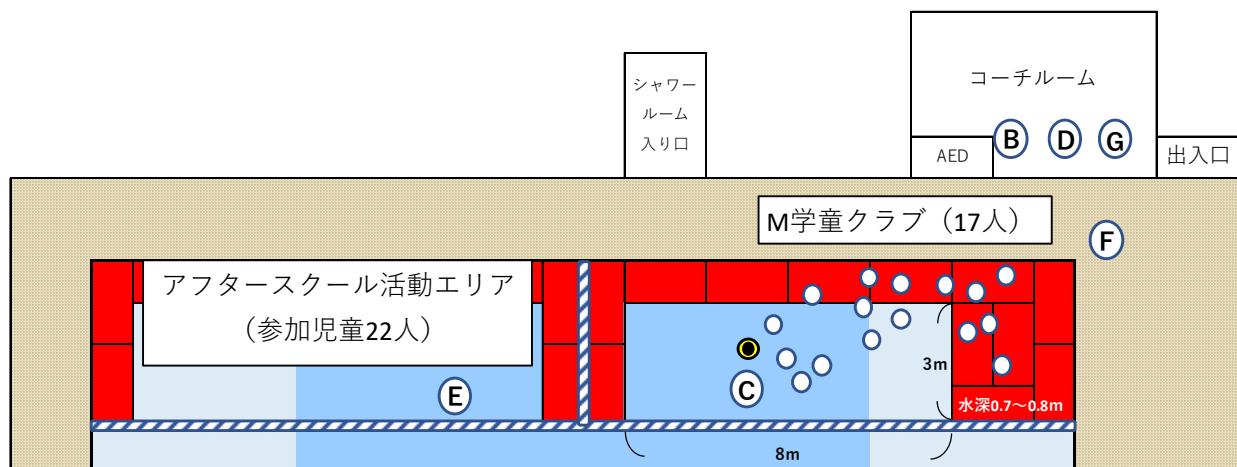
【プール入水時】



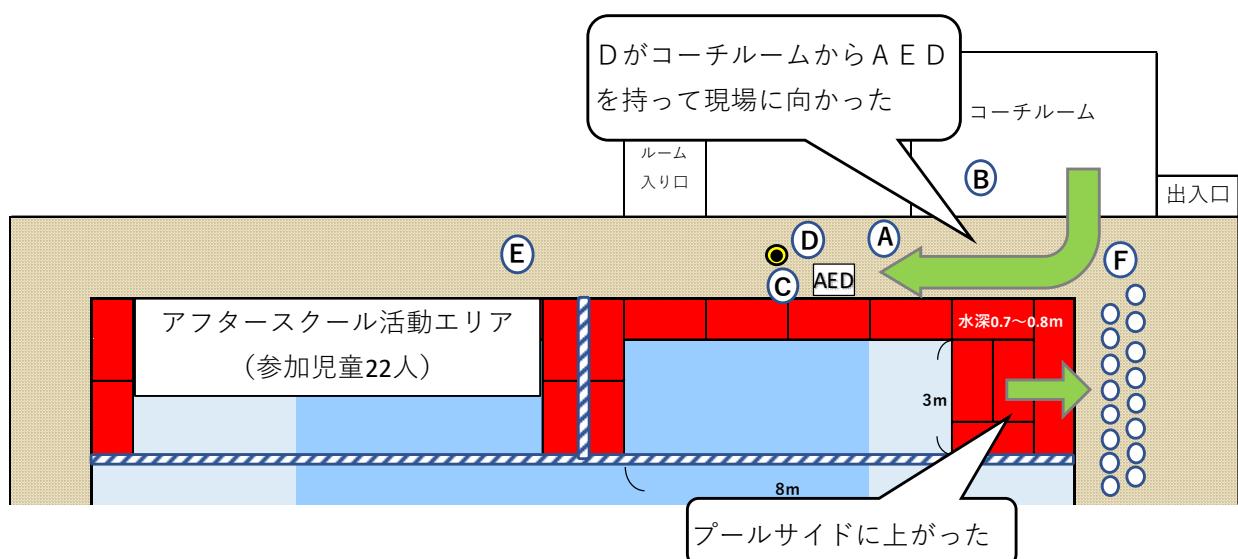
※次の図において、児童、Zスポーツクラブ職員、M学童クラブ職員の位置は目安であり、詳細な位置関係を示すものではない。



【本児発見時】



【心肺蘇生時】



6 本件事故以降の経過

月 日	内 容
7月28日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生 ■ 東京都多摩府中保健所（以下「都保健所」という。）により、Zプールに立入検査が行われた。
7月29日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ■ ZスポーツクラブがZプールの施設の運営を休止した。 ■ 都保健所により、Zプールに立入検査が行われ、当面Zプール営業を自粛するよう指導が行われた。 ■ Aは本児死亡の連絡をN事業者職員から受け、Zスポーツクラブに向かい、その後市にも説明を行った。 <p>※なお、M学童クラブは、7月29日以降も休止せず、継続して保育を実施</p>
7月30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ■ N事業者がZプールを含むZスポーツクラブの全館営業を休止した。
7月31日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ■ N事業者は、教育・保育施設等事故報告書【第1報】を市に提出した。 ■ N事業者は、保護者説明会を行った。 ■ N事業者は、スポーツクラブ全店のプール営業を休止した。
8月18日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市が法に基づきM学童クラブに立入検査を実施し、Zプールの現地確認も行った。
8月29日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都保健所がN事業者に対し、プール等取締条例第8条（昭和50年東京都条例第22号）の規定に基づき措置命令を行った。
9月2日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市がN事業者に立入検査に係る結果の通知を交付し、改善報告書の提出を求めた。

9月5日（金）	■ N事業者は、教育・保育施設等事故報告書【第2報】を市に提出した。
9月11日（木）	■ N事業者は、教育・保育施設等事故報告書【第3報】を市に提出した。
9月12日（金）	■ N事業者は、改善状況報告書を市に送付した。
9月15日（月・祝）	■ N事業者は、Zスポーツクラブ以外のスポーツクラブのプール事業のうち、大人・選手コースの営業を再開。ベビー・キッズスイミングスクールは引き続き営業停止
9月19日（金）	■ N事業者は、教育・保育施設等事故報告書【第3報】の報告及び改善状況報告書の内容を市に対面で説明した。

第4 運営事業者について

1 M学童クラブの概要

N事業者は、令和6年4月にM学童クラブを開設している。M学童クラブは、基準条例に基づいて運営しているが、加えて4年生の受入れ、午後7時以降の延長保育、学校からM学童クラブまでのお迎え、食事の提供等さまざまな独自のサービスを実施している。なお、職員数や通所児童数は次のとおりである（数値は、M学童クラブより令和7年8月10日付けで提出のあった「小金井市民設民営学童保育所事業実施状況報告書」による。）。

(1) 職員（支援員及び補助員）数 (単位：人)

支援員			補助員			合計
常勤	常勤以外	計	常勤	常勤以外	計	
2	3	5	0	5	5	10

※令和7年7月1日現在の数

(2) 通所児童数 (単位：人)

児童						
1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
14	21	1	4			40

※令和7年7月1日現在の数

2 M学童クラブ及びZスポーツクラブの安全対策

(1) 事故防止・対応マニュアル等の作成状況

■ M学童クラブは、事故防止・対応や安全点検、衛生管理、虐待防止等に関するマニュアルは作成していたが、プール遊びについてはZスポーツクラブが行うものとの認識であったため、安全に関するマニュアルは作成していなかった。また、プール遊びについての国や東京都（以下「都」という。）からの注意喚起に係る通知をM学童クラブ職員間で共有していなかった。

■ Zスポーツクラブは、スイミングスクール、プールガード及び救命のマニュアル類は存在していたが、プール遊びに関するマニュアルは存在しないと認識していた。一方でN事業者は、令和6年6月6日にN

事業者の社内コミュニケーションツールにて、アフタースクール職員に対してアフタースクールのプール遊び企画の際の安全管理に関するルール（水深調整台の敷き詰め、監視人数、フィックスの着用等を定めたもの。以下「プール遊びルール」という）が周知された。しかし、これらはZプールの職員らまで伝達がされていなかった。

※なお、N事業者は、本件事故後、M学童クラブに対して所外活動に係る安全管理の周知・浸透を徹底するため、所外活動に関するマニュアルの作成及びM学童クラブ全職員に対する研修の実施等を行うこととした。

■ M学童クラブは、令和6年6月に市から安全計画の策定について口頭で確認された際、策定していると回答した。しかし、各種マニュアルの整備等が安全計画に相当すると理解しており、安全計画の策定は行っていなかった。

(2) 応急手当研修の実施状況

■ Zスポーツクラブは、応急手当研修として応急手当や胸骨圧迫の方法、AEDの使用等を、救急対応マニュアルに沿って3か月に一度実施していたが、M学童クラブは、当該研修を受講したことがある者は1人のみだった。

3 M学童クラブにおける国や都からの通知の運用

■ 国や都から発出された通知は、市を通じて全ての学童保育所へ周知されており、M学童クラブではAが確認し、必要に応じてM学童クラブ内で共有していた。

4 M学童クラブのプール遊びの概要（発生以前の状況）

(1) プール遊びの実施状況

■ M学童クラブは、開設当初の令和6年度からプール遊びを実施しており、令和6年度も夏季休業期間中に1回実施していたが、実施にかかる市への報告義務はなく、事前事後の市への報告はなかった。

■ 令和7年6月27日にAが支配人に電話をして打合せを行った。当初はテニススクールへの参加の要請だったが、支配人からプールイベントとお化け屋敷イベントへの参加もどうかと言われ、プールイベント

に参加することに決めた。

- 令和7年7月5日に保護者に「夏休み予定」を配付し、令和7年7月28日にプール遊びを有料でZスポーツクラブにて行うことをお知らせした。裏面に詳細として、参加費・場所・定員・時間・申込方法・締め切りを記載した。
- 申込締切日である令和7年7月21日にM学童クラブが導入している保護者との連絡ツールにて参加者の確認を行った。申込数は17人であった。
- Aは、プール遊びはZスポーツクラブが行うという認識であったことから、注意事項については、アフタースクールのプール遊びの注意事項と同じと考え、作成及び周知を行っていなかった。保護者や児童からのプール遊びの内容の問い合わせがあった場合は、「プールのコーチにお任せしている」旨の回答をしており、M学童クラブとして、当日の児童に対する体調チェックや児童の泳力の確認はしていなかった。
- Aの認識によると、令和6年度は、いわゆる「ヒヤリハット」に該当することは発生していない。また、N事業者に令和6年度の実施状況を確認したところ、水中に3人、プールサイドに3人の監視員があり、フィックスについては、Zスポーツクラブのスイミングスクール生はそのスイミングスクールが定めた級（泳力）に合わせて着用、スクール生でない児童は全員着用し、水深調整台は、児童がプール遊びを行う場所全体に敷き詰められていた。

(2) プール遊びの実施計画について

- 令和7年7月26日にAは、Bと電話で打合せを行った。当該打合せでは、日時と参加人数、そして、M学童クラブから監視要員を出す必要があるかを確認し、ZスポーツクラブからM学童クラブ職員を出す必要はないとの回答を受け、M学童クラブ職員を監視要員として配置することは不要と決定した。
- Aは、プール遊びはZスポーツクラブが行うという認識であり、M学童クラブの役割はないと認識していたため、実施計画書も作成していなかった。

5 M学童クラブ及びN事業者の本件事故発生日翌日からの対応

月 日	内 容
7月29日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ■ ZスポーツクラブがZプールの運営を休止した。 ■ 都保健所により、Zプールに立入検査が行われ、当面Zプール営業を自粛するよう指導が行われた。 ■ Aは本児死亡の連絡をN事業者職員から受け、Zスポーツクラブに向かい、市にも説明を行った。 <p>※なお、M学童クラブは、7月29日以降も休止せず、継続して保育を実施</p>
7月30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ■ N事業者は、Zプールを含むZスポーツクラブの全館営業を休止した。
7月31日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ■ N事業者は、教育・保育施設等事故報告書【第1報】を市に提出した。 ■ M学童クラブの空調修繕が終了した。 ■ N事業者は、保護者説明会を行った。 ■ N事業者は、スポーツクラブ全店のプール営業を休止した。
8月18日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ■ Zスポーツクラブは法に基づく市の立入検査を受検した。
8月29日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ■ N事業者は、第2回保護者説明会を行った。 ■ N事業者は、都保健所より、プール等取締条例第8条（昭和50年東京都条例第22号）の規定に基づく措置命令を受けた。（内容は次のとおり 1 監視人を適当事数配置すること。 2 監視人に対して事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練を行うこと。）

9月2日（火）	■ N事業者は、8月18日の市の立入検査の結果通知を受領し、市より改善状況報告書の提出を求められた。
9月5日（金）	■ N事業者は、教育・保育施設等事故報告書【第2報】を市に提出した。
9月11日（木）	■ N事業者は、教育・保育施設等事故報告書【第3報】を市に提出した。
9月12日（金）	■ N事業者は、改善状況報告書を市に送付した。
9月15日（月・祝）	■ N事業者は、Zスポーツクラブ以外のスポーツクラブのプール事業のうち、大人・選手コースの営業を再開。ベビー・キッズスイミングスクールは引き続き営業停止
9月19日（金）	■ N事業者は、教育・保育施設等事故報告書【第3報】の報告及び改善状況報告書の内容を市に対面で説明した。

第5 市の対応について

1 担当部署の民設民営学童保育所への本件事故発生以前の取組・対応

- 市は、民設民営学童保育所（M学童クラブを含む。以下同じ）より法に基づく放課後児童健全育成事業を行うことの届出を受けている。
- 市は、国等からの学童保育所運営に係る通知等を受けた場合は、当該通知を各学童保育所にメール送信する等周知を図っている。
- 民設民営学童保育所は、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請を行っており、その際、市は申請書類として、事業計画書や収支予算書等の提出を受けている。また、市は、当該補助金の交付にあたり、毎月実施状況報告書の提出を求め、実施年度終了後に実績報告書の提出も求めている。
- 市は、法第34条の8の2第1項に基づいて、基準条例を定めており、安全計画の策定を義務としているものの、市への提出義務はない。なお、安全計画の策定状況については、令和6年6月に口頭にて策定の有無を確認している。※本件事故発生を受けて、改めて安全計画について確認したところ、策定されていなかったことが判明し、策定を指導した。
- 市は民設民営学童保育所に対し、毎年、書面及び現地で保育状況等を確認することとしている。

M学童クラブについては、令和6年度は11月に保育状況等の現場確認を実施している。その内容は、開所時間・支援員資格・児童数・支援員の業務の選任及び専用区画面積の確保状況については事前に書面にて確認し、施設や諸設備・保育状況（室内での安全管理を含む）・アレルギー対応等については現地にて、確認を行っている。

2 市（児童青少年課）の本件事故発生当日の動き

時間	内容及び対応
午前11：50	報道機関から、Zスポーツクラブにてプールの事故が発生し、6歳の児童が意識不明との電話取材を受けた。

正午頃	M学童クラブに対し以下の対応を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 報道事実の確認（発生時刻午前10：00頃） ■ 「当該児童の呼吸が戻った、意識は不明」との報告を受けた。 ■ 保護者への説明を指示した。 ■ 「お迎え等の対応により早めに所を閉める対応ができるのでは」と助言を行った。
正午～	■ 本児が通う学校長、指導室へ事故発生を情報共有した。
午後0：15頃	■ 市長、副市長に対し事故発生の報告等を行った。
詳細な時間不明	■ 東京都福祉局から事故発生について確認があった。
午後3：00～	N事業者に対し電話にて以下の対応を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 今回のプール遊びの概要（当初から予定されていたのかどうか等）と参加者（参加を希望した児童が17人おり、M学童クラブ職員とZスポーツクラブ職員が1人ずつ事故現場にいたこと）について確認した。 ■ 本プール遊びの参加者にはメールにて連絡する予定であり、その後個別に連絡を取ることを確認した。 ■ 参加者名簿は出先から戻り次第、市に送付することを確認した。
午後6：40頃～ 午後7：43	N事業者に対し以下のとおり聞き取りを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生当時、プールの水深調整台設置範囲は10メートル辺りまでの範囲だった。 ■ 事故発生当時、アフタースクールに参加している児童22人もプールにいた。Zスポーツクラブ職員1人で同じプール遊びを行った。
詳細な時間不明	児童の心のケアの専門家をN事業者に紹介した。

3 市の担当部署の本件事故発生日以降の対応

(1) 市長コメントの発表等

令和7年7月31日に市長コメントを発表し、本児のご冥福を祈り、ご家族への追悼の意を表すとともに事故の再発防止への取組み等について、市ホームページに掲載した。

(2) 立入検査の実施

市は、令和7年8月18日に立入検査を実施、令和7年9月2日に結果を事業者に通知し、改善報告の提出を受けた。

(3) 令和7年7月31日及び令和7年8月29日に開催されたN事業者主催の本件事故に係る保護者説明会に同席

市として、N事業者が行う保護者説明会に同席した。説明会の内容は本件事故についての現状説明、学童運営の問題点と対応策についての説明であった。

(4) 再発防止研修の実施

全ての学童保育所を対象に安全管理に関する職員研修（映像視聴）を通知し、「2025年版学童保育における安全計画策定・実行のポイント」を全職員が視聴して報告するように求めた。

(5) 事務連絡会への参加依頼

公設公営及び公設民営学童保育所の各所代表者を対象に毎月1回開催（4・8月除く）している事務連絡会に、民設民営学童保育所の代表者にも参加するよう求めた。

(6) 市主催の研修への参加依頼

年7回程度実施している市主催の研修（専門職講師による障がい児対応、応急手当、アレルギー対応、熱中症対策、児童心理等）に、民設民営学童保育所にも参加するよう求めた。

(7) 検証委員会の設置

国の通知に基づき、本件事故に係る事実関係の把握、原因の究明、再発防止策の検討を行うことを目的とし、本委員会を設置した。

4 市他部署における本件事故発生日以降の対応

(1) シニア運動教室（プールクラス）の開催について【介護福祉課】

令和6年度より市内在住の65歳以上を対象として運動するきっかけ

づくりを目的としたシニア運動教室（プールクラス（年3クール））の実施を、N事業者に事業委託している。市は教室開催の周知、応募取りまとめと結果通知、教室初日に巡回、教室最終日に市の事業案内等周知、教室実施に向けての打ち合わせを行っている。

本件事故発生後、Zスポーツクラブが当面の間、全館休館になることを受け、当教室も令和7年度中第1クールの最終日と第2クール・第3クールの開催を中止することとした。第1クール参加者と第2クール申込者に対して中止との連絡をし、市ホームページと市公式LINE及び地域包括支援センターの公式LINEにおいて周知した。

(2) 小金井市立本町小学校のプール授業について【指導室】

令和7年度から小金井市立本町小学校（以下「本町小学校」という。）は、Zプールを利用して、本町小学校の在校生へのプール指導をN事業者に委託していた。

本件事故を受け、令和7年8月7日にN事業者と協議を行い、①令和7年4月23日から令和7年12月24日までの契約期間を令和7年8月31日までとする、②48回予定されていた授業も本件事故発生までに実施していた1・2年生授業分の24回にて終了する、という上記2つの契約内容変更の方向性を確認した。これを受け本町小学校と協議し、2学期にZスポーツクラブで実施予定だった3・4年生のプール授業は本町小学校のプールで行うこととした。

指導室は本委託事業の中止を令和7年8月21日の校長会にて報告し、教育委員会が小金井市立小学校在籍の児童の保護者に対して、水泳指導の安全確保及び相談窓口紹介の通知文を送付した。

(3) 小金井市総合体育館及び栗山公園健康運動センターのプール営業について【生涯学習課】

N事業者は小金井市総合体育館及び栗山公園健康運動センターの指定管理者である共同事業体の代表者であるため、市の指定管理業務仕様書に基づいてプール管理運営業務を担っている。

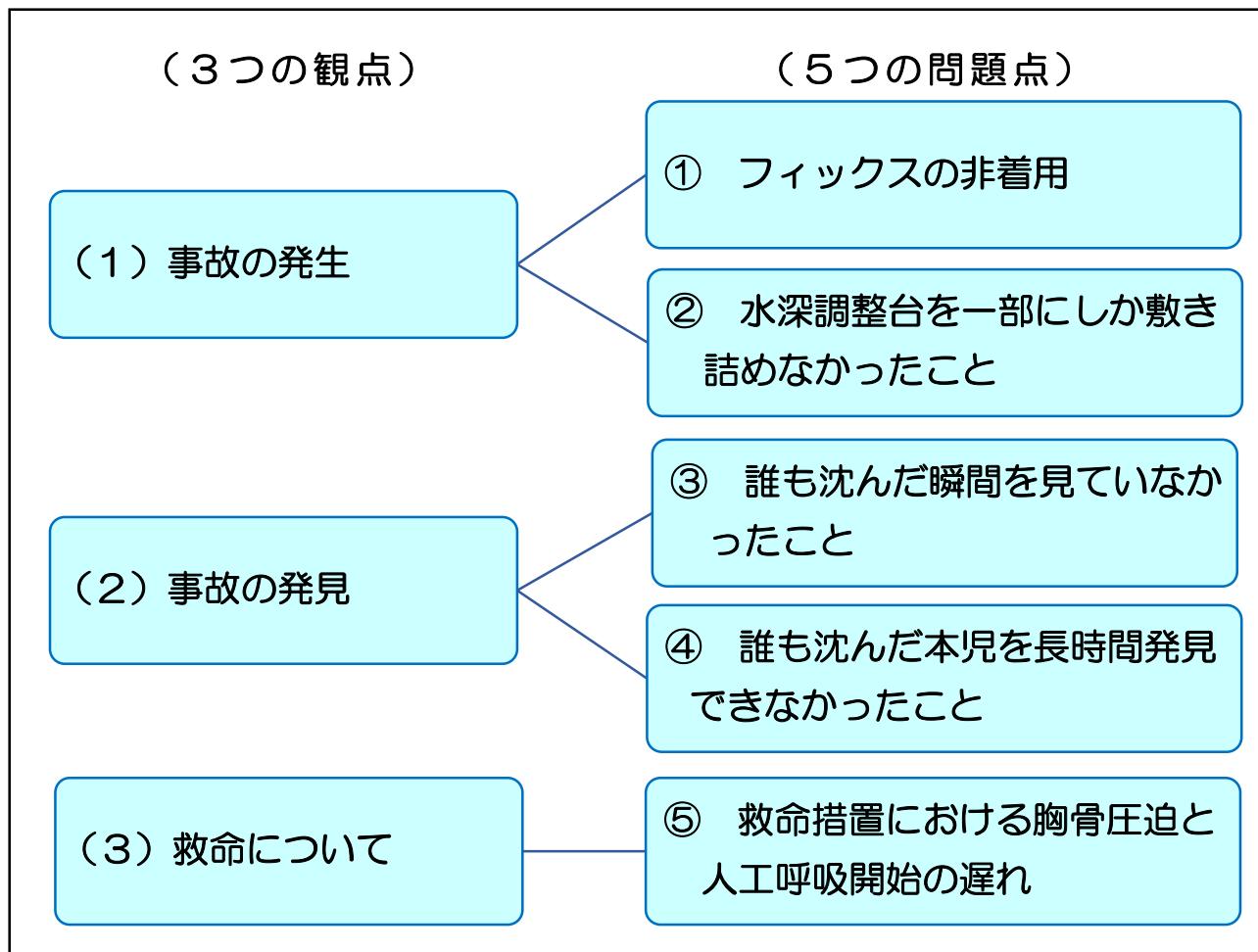
本件事故発生後は指定管理業務としてのプール営業は継続しているが、N事業者主体で行うプール内での教室事業等は見合わせている。また、現地に赴き、プール監視体制に対して指導及び助言を行った。

第6 本件事故の問題点・課題と再発防止に向けた提言

本委員会は、本件事故を対象としているが、M学童クラブの所外活動中にZスポーツクラブが実施したプール遊びにおいて発生した事故であることから、M学童クラブのみならず、Zスポーツクラブにかかる問題点・課題と再発防止に向けた提言も行うものである。

1 本件事故に係る3つの観点と5つの問題点についての検証

本件事故においては次の3つの観点と5つの問題点があり、それに沿って検証を行った。



3つの観点における課題と改善の提言

(1) 課題

ア 事故の発生

フィックスの着用がされていなかったこと、水深調整台が敷き詰められていなかったことは、事前の安全確認、事前協議、児童の泳力の確認がほとんど行われていなかったことが原因と考えられる。

(ア) M学童クラブ

以下については、プール遊びはZスポーツクラブが行うものと考えていたことが原因であると推測される。

■ フィックスの着用は児童全員が行うと考えていたものの、実際に全員が着用しているかの確認は行っていなかった。なお、フィックスの着用をしないまま本プール遊びが行われたことから、本件事故発生時にプールサイドにいたM学童クラブ職員はフィックスの着用は児童全員が行うという認識はなかったと推測される。従って、本プール遊びについて、M学童クラブ職員間での内容の周知は、ほとんど行われていなかった。

なお、安全確認のための下見は行われておらず、Zスポーツクラブとは、昨年度同様にプール遊びを行うということが話し合われただけに過ぎず、事前の安全確認、事前協議もほとんど行われていなかった。加えて、M学童クラブの事業にもかかわらず、M学童クラブ職員間においても安全管理について話し合っていた様子は伺えない。

■ Zスポーツクラブの職員らは、泳力の確認及び身長等の児童情報の把握が正しく行われていたならば、フィックスの着用及び水深調整台を敷き詰めるという判断に至った可能性が高いが、M学童クラブは申し込みの際に保護者から聞き取る等による泳力の情報収集を行っていなかった。

(イ) Zスポーツクラブ

■ スイミングスクール生ではない参加者にはフィックスを着用する及びイベント実施の際には水深調整台を敷き詰めるというプール遊びルールがN事業者にはあったものの、実際にはいずれも実施されておらず、当該ルールがZプールの職員らまで伝達がされていな

かった。

- スイミングスクールにおけるマニュアル（以下「スイミングスクールマニュアル」という。）においては、フィックスの着用や水深調整台の設置方法については記載されているものの、泳力が不明又はない場合の対応としてフィックスを着用する及び水深調整台を敷き詰めるといった明記はされていなかった。また、当該マニュアルの安全管理に関するこの適用範囲及び本プール遊びがどのような位置づけの事業なのかが明確にされていなかったことから、当該マニュアルの安全管理に関することがプール遊びにも適用されることをZプールの職員らが理解できておらず、プール遊びについてはルールがないと認識していた。
- 泳力の確認は、本件事故当日プールへの入水前にZスポーツクラブから児童らに対し、「水が怖い子はいないか」等と口頭で確認したのみであった。児童らの年齢を鑑みると、自らの泳力を正しく初対面の者に対し主張することは難しいことが予想され、水が怖いにもかかわらず、怖くないといった回答をする可能性もあるため十分な泳力の確認は行われたとはいえない。また、確認方法についても疑問が残る。

イ 事故の発見

本児について、誰も沈んだ瞬間を見ていなかったこと、誰も長時間発見できなかったことは、監視体制が不十分であったことが原因と考えられる。

（ア） M学童クラブ

- プールサイドに1人職員を配置していたが、当該職員は監視員ではない旨をZスポーツクラブ職員間で共有できておらず、Zスポーツクラブは当該職員を監視要員と認識していた。事前にM学童クラブが電話にて人員配置について、M学童クラブからサポート要員を出す必要があるかをZスポーツクラブに確認したところ、人員はZスポーツクラブから出すこととなったが、当日プールサイドにM学童クラブの職員がいたことにより、誤認したと推察される。
- 本プール遊びが自らの所外活動であるにもかかわらず、それについての企画書及び監視体制、職員研修、児童への安全指導、緊急事態への対応等に関するマニュアル等が整備されていなかった。M学童

クラブは、自らの所外活動で参加を募ったにもかかわらず、実施についてはZスポーツクラブに一任し、自らの事業という認識がなかったといえる。

- 本プール遊びは異学年児童が同時に活動するという特徴があるにも関わらず、利用児童の発達段階を踏まえたプール遊びの内容や安全性を検討することができていなかった。
- 本プール遊びの企画段階でM学童クラブとZスポーツクラブにて最大参加人数が20人であることを共有し、それに合わせて監視員の確保を行うようZスポーツクラブに求める必要があった。

(イ) Zスポーツクラブ

- プール遊びでの監視人数は、プールサイドに1人、プール内は子ども10人につき大人1人が必要というプール遊びルールがN事業者にはあったものの、実際には監視員の配置が十分ではなく、プールサイド、プール内の配置人数が1人ずつ不足していた。また、監視中に水中の確認は行っていなかった。
- プール遊びは、スイミングスクールのように泳力が級ごとに細かく分類され、子どもの動きが統制された状況下での泳力向上の練習を取り組むものとは異なるが、その対応方法が定められておらず、様々な泳力の者が混在している児童らが、自由にプール内で遊ぶ際の監視方法が構築されていなかった。スイミングスクール事業においては、泳力に合わせて細かく級分けがなされていた故に、泳力が混在している状況での監視を想定していなかったことと推測される。泳法指導よりもプール遊びの方が、児童の安全管理がより難しいという認識が不足していたといえる。
- 本プール遊びを行うにあたり、泳力及び身長等の児童情報の確認が水が怖いかどうかの確認をしたのみであり、こうした参加者についての情報が乏しい場合の監視方法が構築されていなかった。

ウ 救命について

救命措置においては、胸骨圧迫と人工呼吸の開始に遅れが生じていた。また、実施中に、他の児童をプールサイドに待機させていた対応には問題があった。

(ア) M学童クラブ

■心肺蘇生実施中に、他の児童らをプールサイドに待機させていたことは、児童らの心のケアを鑑みると避けるべきであった。

(イ) Zスポーツクラブ

■水中からプールサイドに本児を引き上げた後、呼吸及び胸の動きがなかったため、周辺のスタッフにAEDの調達を求め、AED到着後にこれを用い、解析を行った。解析の結果を踏まえ胸骨圧迫を開始したが、引き上げてからの2分18秒間胸骨圧迫がなされていなかった。呼吸及び胸の動きがなかったことが確認できた場合、直ちに胸骨圧迫を実施することがN事業者のマニュアルに定められていたが、当該マニュアルに則った救命措置を行うことができていなかつた。

■胸骨圧迫の質の確保のために実施すべき、1～2分ごとの実施者の交代を行っていなかつた。

■人工呼吸については、マイクロマスクの準備をし、開始するまでに胸骨圧迫開始から5分17秒間経過していた。AEDと比べ、準備に時間を要し、人工呼吸開始が遅れたと言わざるを得ない。

■心肺蘇生実施中に、アフタースクールに参加していた児童らをプールサイドに待機させていたことは、児童らの心のケアを鑑みると避けるべきであった。

(2) 改善策

ア M学童クラブ

■本件事故においては、M学童クラブとZスポーツクラブが共にN事業者内の部門であることから、事前の手続にて、イベントの準備が不十分だったと推察される。そのため、本件事故はM学童クラブとZスポーツクラブのいずれの管理下にあるものなのかが明確に決まっていなかつたことに加え、M学童クラブはZスポーツクラブがどういうプール遊びを行うのかも把握できていなかつた。

所外活動実施前には、事前協議を行い、特に重大事故に繋がりやすい水に関わる遊び（活動）を実施する際には、安全管理について重点的に検討し、明文化したうえで、事業当日の関係者全員にあらかじめ理解させておく必要がある。

- プール遊びを行うにあたり、申し込みの時等、事前に参加者のおおよそ の泳力及び身長等の児童情報を確認し、実際にプール遊びを実施する者 に共有を行う。なお、泳力によっては、フィックスの着用や水深調整台 の敷き詰めを行わないという選択肢もあると考えられる。
- 所外活動先で2か所に分かれて保育を行う場合は、それぞれの場所で安 全な保育が実施できるような体制を構築する等、より安全管理を意識した 人員配置を行うよう配慮が求められる。
- 所外活動にかかる企画内容・事前の安全対策を十分に検討し監視体制、 職員研修、児童への安全指導、緊急事態への対応等に関するマニュアル 等の整備を行い、M学童クラブでの共有はもちろんのこと、本件事故の ように他者に依頼をする場合は打ち合わせを行う等関係者間での共有を 行う必要がある。
- 心肺蘇生（以下「CPR」という。）実施の際等は他の児童らは別室に移 動させる等、他の児童が直接、救命措置を目にすることがないよう、現 場から移動させる必要があったと考える。こうした動きも訓練に組み込 むことが望ましい。
- 前述の改善の提言に加え、自らがすべき書類の整備や行動を正しく行える ようなチェック体制の確立とともに、さらなるチェック機能強化のた め、例えば「東京都福祉サービス第三者評価」（以下「第三者評価」とい う。）等を毎年、受審する等、第三者の目で評価、チェックする仕組みを 自ら取り入れるべきと考える。

イ　Zスポーツクラブ

- 泳力の確認及び児童情報の把握を十分に行う必要がある。泳力が確認で きているならば、泳力に応じて使用するフィックスや水深調整台やイベ ントの行い方も変わるものと推測される。また仮にそれらが行われずに イベントを実施するのであれば、その状況（泳力も児童情報も一切不明 な不特定多数の児童のプールでの活動）に沿った監視方法等の安全管理 を構築する必要がある。
- プール遊び等、特別なイベントを実施する場合は、イベントに応じたマ ニュアルを作成する、または、スイミングスクールマニュアルの適用範 囲を明確にし、フィックスの着用及び水深調整台を敷き詰める条件を明 文化した上で、当該マニュアルの周知徹底を行う。なお、水深調整台を

敷き詰めることにより、泳力のある児童にとってはイベントが楽しくないものとなってしまうことから環境に変化をつけることを目的として、水深調整台を置かない場所を設けるということも考えられるが、その場合は、プールの構造を十分に説明する。そして、水深調整台がないところには、監視員を追加で配置し、水中を頻繁に確認する等のより一層の安全策を講じることが必要であり、これらについてマニュアルへの明記と周知徹底が不可欠となる。

- プール遊び等重大事故につながる可能性がある活動については、安全を確保する観点から児童の身長や健康状態等は把握する必要がある。
- プール遊びでの監視人数については、ルールに定められた人数を確保する。実施する際は最大参加人数を考慮し、監視人数の確保や実施方法を検討する。監視員の確保ができない場合は、プール遊びの中止や開催方法の工夫をすることが求められる。
- 子どもの動きが統制された状況下での泳力向上の練習を行うスイミングスクールよりも、参加者が個々の意思で遊ぶプール遊びの方が監視することが難しく、より重大事故に繋がりやすいと考えられるため、プール遊びに関わるすべての者は、その認識を持つ必要がある。
- 監視方法としては、プール内での監視の際は、頻繁に水中に潜り監視を行うことが考えられる。なお、スイミングスクールマニュアルには、「何度でも後方・水中確認をする」と定められているため、この行動を行えているかを研修等で確認する等、当該マニュアルが形骸化しないよう工夫することが考えられる。
- マニュアルどおりの救命措置が実施されるよう、小児と成人の違いを意識し、CPRの研修をより充実させ、実効性のあるものとする必要がある。
- 胸骨圧迫の質の確保のために1～2分ごとに実施者を交代する旨をマニュアルに定め、CPRの研修において、交代時の胸骨圧迫中断の時間が最小になるよう訓練を行う。Zスポーツクラブの事業中にCPRを行うことになった場合は、多くの場合、職員が複数人いることが想定されるため、交代を前提としたCPRの訓練を中心とすることも一つの方策である。

- 溺水、小児の心停止等の場合は、胸骨圧迫と人工呼吸と組み合わせることが望ましいとされていることから、マイクロマスクをすぐに準備できるようにする必要がある。このため、AEDと同じ場所に保管をする等の工夫が考えられる。
- CPR実施の際等は他の児童らは別室に移動させる等、他の児童が直接、救命措置を目にすることがないよう、現場から離れさせる必要があったと考える。こういった動きも訓練に組み込むことが望ましい。

2 小金井市の対応に係る課題と改善の提言

市内で放課後児童健全育成事業を行う者は、国の基準を参照して市が制定した放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならない（法第34条の8の2）。市長は、この基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、①調査権（立入検査を含む）、②（必要な）措置の命令、③事業の制限又は停止命令を行う権限を有している（法第34条の8の3）。基準の遵守は、一義的には設置者が自ら行うものである一方で、市長は、法に基づくこれらの権限を必要に応じて行使すべき立場にある。

これらの基準に係る法の定めは、平成27年に施行されたものであり、その際、国は基準に係る通知を発出し、その後もこれに係る通知を発するなど技術的な助言を行っている。

例えば、国においては、事業所に対して条例で定める基準に基づいた安全計画のほか、災害時や事故・ケガ発生時等の対応マニュアルの策定を求め、また、市町村に対して事業所へ必要に応じて助言、指導を行うことを求める通知を発出しているところではある。しかしながら、国は、助言、指導を行うことを求めるものの、その具体、詳細なガイドライン等は示しておらず、実際には各市町村にその個別具体的の運用、手法等を委ねている状況にあるといえる。

本件事故以前の民設民営学童保育所に対して市は、国等からの通知の周知や年1回現地確認を行う等、一定の対応に留まっており、積極的な指導等には至っていない状況にある。

(1) 課題

■国等からは多くの通知が届くため、本来把握すべき、周知先の学童保育所がその内容を把握・確認しきれていないことがある。

■安全計画の策定は令和6年度に確認しているものの、確認方法が口頭であり、その内容も策定の有無についての確認に留まっており、改善する必要がある。

(2) 改善策

本件事故については、詳細な情報を把握する仕組みがなかったことから、把握する仕組みづくりを行うことが挙げられるが、事業者の自主性の妨げにならないよう配慮することが必要である。

しかし、児童の安全確保は必須であることから、設置者自らが基準条例（特に安全管理面）を遵守する意識の向上を図るとともに、市としてもその遵守状況が把握できる仕組みを構築する必要があると考えるため、以下のような仕組みや取組みが望まれる。

- 安全管理等に関するセルフチェックの仕組みを早急に導入することで、設置者自らが基準条例を遵守する意識の向上を図るとともに、市としてもその遵守状況の把握のため、その結果を確認する。
- M学童クラブについては、市は早期に第三者評価を受けられるよう支援する。
- 基準条例で策定が定められている書類については、市として年1回提出または現地確認等によって策定状況を確認する。
- 市は学童運営の安全対策をテーマとした研修等への参加をM学童クラブにも求めているが、より充実した研修を行うことで、施設長や現場職員に対する危機意識の喚起と、更なる安全管理意識の向上を図る。
- 市の民設民営学童保育所に対する安全管理にかかる状況把握・確認のさらなる強化のため、現在実施している年1回の民設民営学童保育所への現地確認の際に、安全管理に関する確認を追加することを求める。
- 毎月開催している学童保育所の連絡会に民設民営学童保育所にも参加を促しているが、情報交換等を行うことで基準条例の遵守をより徹底することができるとともに、時期に即した様々なテーマや課題を共有することで、安全管理の意識の向上のみならず、互いの知識や専門性を高める効果が期待できるため、より充実した連絡会となるよう引き続き創意工夫を求める。

- 国等からの安全管理に関する通知の周知にあたっては、周知先の学童保育所に対し、その内容を確認したことが確認できる仕組みを作ることも考えられる。
- M学童クラブに対し、向こう1年間、半年ごとに改善状況の報告を求め、更なる改善を行うよう市には指導・助言していくよう求める。

3 本件事故全体に対する総括（まとめ）

本件事故の検証の結果、本委員会としては以下のように考える。

- M学童クラブにおいては、安全確認、事前協議及び情報共有が著しく不十分であり、Zスポーツクラブにおいても、フィックスの着用、水深調整台の敷設、監視体制のいずれにも重大な問題が認められた。

これらの状況から、両者とも、プールにおいて児童の活動を行う者として求められる基本的な安全意識及び危険予見に対する心構えを欠いていたと言わざるを得ない。

- 一般に、泳力が細かく区分され、活動内容が統制されたスイミングスクールと比較して、参加者が各自の意思で遊ぶプール遊びは、児童の行動把握及び監視が格段に困難であり、重大事故に直結する危険性が高い。

この点について、M学童クラブ及びZスポーツクラブの双方に十分な認識があったとは認められず、その認識不足が、フィックスの未着用、水深調整台の不十分な敷設、並びに監視体制の不備を招いたと評価せざるを得ない。

- 事故発生後の心肺蘇生対応において、迅速かつ適切な対応がなされておらず、結果として被害の拡大、ひいては本件の重大な結果に繋がった可能性は否定できない。

- プール遊びは、児童にとって水に親しむ貴重な機会であり、その実施自体が否定されるものではない。

しかしながら、重大事故に直結しやすい高リスクな活動であることを踏まえれば、事業の企画者及び実施者には、通常以上に厳格な安全への配慮が求められることを強く認識すべきである。

- 学童保育所がプール遊びを含む所外活動を実施するにあたっては、従来以上に綿密な計画立案、事前準備及び関係者間の情報共有を徹底し、児童の安全を最優先とした活動・保育の実施に責任をもって取り組むべき

である。

- 市に対しては、学童保育所における安全管理について、現行の枠組みにとどまらない、より実効性のある制度設計及び指導・監督体制の強化の検討を強く求めるものである。

<参考資料>

<資料1>

小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会名簿

委員長

金子 嘉宏 東京学芸大学教授

副委員長

森山 進一郎 東京学芸大学准教授

委員

道下 崇史 東小金井駅前こどもクリニック院長

朝比奈 和茂 朝比奈総合法律事務所弁護士

中澤 直子 公益財団法人武蔵野市子ども協会放課後児童支援員

事務局

子ども家庭部児童青少年課

<資料2>

小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会開催経過

	開催日時・場所	内容
第1回	令和7年 9月28日（日） 小金井市役所第二庁舎	(1) 事例の概要及び経緯について (2) 運営事業者について (3) 市の対応について
第2回	令和7年10月 7日（火） Zスポーツクラブ 小金井市役所第二庁舎	(1) 現地視察 (2) 協議等
第3回	令和7年10月28日（火） 本町暫定庁舎	(1) 関係者ヒアリング (2) 事案の概要及び経緯について（協議）
第4回	令和7年11月 4日（火） 小金井市役所第二庁舎	(1) 関係者ヒアリング (2) 事案の概要及び経緯について（協議）
第5回	令和7年11月14日（金） 小金井市役所第二庁舎	(1) 事案の概要及び経緯について協議 (2) 事案の問題点・課題について協議 (3) 再発防止に向けた提言について協議 (4) 報告書（素案）について協議
第6回	令和7年11月25日（火） 小金井市役所第二庁舎	(1) 事案の概要及び経緯について（確認） (2) 事案の問題点・課題及び再発防止に向けた提言について（協議） (3) 報告書（素案）について（協議）
第7回	令和7年12月12日（金） 小金井市役所第二庁舎	(1) 報告書（素案）について（協議）

小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会設置条例

(設置)

第1条 令和7年7月28日に民設民営学童保育所の活動中に発生したプール事故（以下「事故」という。）の検証及び再発防止を図るため、小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査、検証、審議等を行うものとする。

- (1) 事故の事実関係の把握
- (2) 事故の発生原因の分析
- (3) 事故の再発防止のために必要な改善策の検討
- (4) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 医師 1人以内
- (3) 弁護士 1人以内
- (4) 学童保育事業関係者 1人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から第7条に規定する報告書を提出した日の翌日までとする。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意があるときは、公開とすることができます。

5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、事故の調査、検証等及び再発防止策の検討を終えたときは、報告書を作成し、市長に提出するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 第6条第5項の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、第7条に規定する報告書を市長に提出した日の翌日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。
(特別職の給与に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

市立保育園の在り方検討委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

を

「

市立保育園の在り方検討委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

に改める。

<資料4>

こ成安第45号
6教参学第52号
令和7年3月21日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)担当課長
各都道府県・市町村・特別区母子保健主管部(局)長
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁成育局母子保健課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について

子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合に、市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

このことを踏まえ、第16回子ども・子育て会議（平成26年6月30日開催）において、行政による再発防止に関する取組の在り方等について検討すべきとされた。

これを受けて、平成26年9月8日、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」が設置され、平成27年12月に重大事故の発生防止のための今後の取組みについて最終取りまとめが行われた。

この取りまとめでは、死亡事故等の重大事故の発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおけるこどもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、検証

の結果を重大事故の再発防止に役立てていくことが極めて重要であることから、地方自治体において検証を実施するよう提言を受けた。

この取りまとめを踏まえ、地方自治体が行う死亡事故等の重大事故の検証の参考となるよう、検証を実施する際の基本的な考え方、検証の進め方等について整理した通知を発出し、平成 28 年 4 月 1 日から運用を開始したものであり、現在は令和 6 年 3 月 22 日に発出した「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（こ成安第 37 号・5 教参考第 40 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用している。

今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行により、令和 7 年度に限り、乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられるほか、令和 7 年度から、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、新たに乳児等通園支援事業を行う事業所や産後ケア施設における子どもの死亡事故等の重大事故についても、検証の対象とすることをお願いしたく、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村（特別区を含む）、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遗漏のないようお願いする。

本通知については、令和 7 年 4 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

第 1 基本的な考え方

1 目的

検証は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「教育・保育施設等」という。）における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 実施主体

（1）検証の実施主体

行政による児童福祉法（平成 22 年法律第 164 号）に基づく認可権限、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく確認権限等を踏まえ、死亡事故等の重大事故の検証の実施主体については、「認可外保育施設」及び「認可外の居宅訪問型保育事業」における事故に関しては都道府県（指定都市、中核市を含む。）とし、「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」における事故に関しては市町村とする。

（2）都道府県と市町村の連携

市町村が検証を実施する場合には、都道府県が支援を行う。

また、都道府県が検証を実施する場合、市町村は協力することとし、検証の実施は、都道府県と市町村が連携して行うものとする。

なお、都道府県が行う市町村に対する支援の例として、

- ① 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業の検証を行うこととなる都道府県において、あらかじめ検証組織の委員候補者として適當な有識者（例えば、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士（誤嚥等の場合）、各事業に知見のある者（地域子ども・子育て支援事業の場合）等）をリストアップしておき、市町村が実際に検証組織を設ける際に、必要に応じ、当該リストの有識者から都道府県が委員を紹介する。
- ② 都道府県内における検証事例の蓄積を行い、実際に検証を行う際に技術的援助を行う。
- ③ 定期的に行っている認可権に基づく指導監査の状況についての情報提供や、当該権限を根拠とした当該事故についての資料収集、事実確認への協力をを行う。
- ④ 検証組織について、必要に応じ、オブザーバー参加や共同事務局となるなどの協力を検討する。
- ⑤ これらを円滑に進めるため、都道府県と市町村の間で、市町村が集まる会議や個別の市町村との連絡会議などにおいて、あらかじめ協議をする。

ことなどが考えられる。

3 検証の対象範囲

（1）死亡事故

※ 乳幼児突然死症候群（SIDS）や死因不明とされた事例も、事故発生時の状況等について検証する。

- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
※ 意識不明の原因が病気であると判明したものを除く。
- (3) 死亡事故、意識不明事故以外の重大事故で、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事故
※ 都道府県又は市町村が検証を実施しない事故や、いわゆるヒヤリ・ハット事例等については、各施設・事業者等において検証を実施する。

4 検証組織及び検証委員の構成

(1) 検証組織

都道府県又は市町村における死亡事故等の重大事故の検証に当たっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行う。

(2) 検証委員の構成

検証組織の委員については、教育・保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある有識者とする。例えば、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士（誤嚥等の場合）、各事業に知見のある者（地域子ども・子育て支援事業の場合）等が考えられる。

また、検証委員会における検証に当たっては、必要に応じて関係者の参加を求める。

5 検証委員会の開催

(1) 死亡事故については、事故発生後速やかに検証委員会を開催する。

また、死亡事故以外の重大事故については、年間に複数例発生している地域等、隨時開催することが困難な場合、複数例を合わせて検証委員会を開催することも考えられる。

なお、検証については、事故発生の事実把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にする。

(2) 検証を行うに当たって、関係者から事例に関する情報の提供を求めるとともにヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。

この情報を基に、関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに、発生原因の分析等を行う。

あわせて、調査結果に基づき、事故発生前・発生時の状況や発生後の対応等に係る課題を明らかにし、再発防止のために必要な改善策を検討する。

また、プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることも考えられる。

公開又は非公開の範囲については、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分に協議する。

関係者へのヒアリングのみ非公開とするなど、「一部非公開」等の取扱いも考えられる。

なお、調査や検証を行う立場にある者に対し、これらの業務に当たつて知り得たことについて、業務終了後も含み守秘義務を課すことに留意する。

- (3) 検証を行うに当たっては、保護者や子どもの心情に十分配慮しながら行う。

6 報告等

(1) 検証委員会は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、都道府県又は市町村に報告する。

(2) 都道府県又は市町村は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、原則として、検証委員会から提出された報告書を公表することとし、国へも報告書を提出する。

あわせて、速やかに報告書の提言を踏まえた具体的な措置を講じ、各施設・事業者等に対しても具体的な措置を講じることを求める。

また、都道府県又は市町村は、講じた措置及びその実施状況について自ら適時適切に点検・評価し、各施設・事業者等が講じた措置及びその実施状況についても適時適切に点検・評価する。

- (3) 都道府県又は市町村は、検証委員会の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関、関係者に対し指導を行う。

第2 具体的な検証の進め方

1 事前準備

- (1) 情報収集

検証の対象事例について、事務局は都道府県又は市町村に提出された事故報告等を通じて、以下の①から⑨の事項に関する情報収集を行う。

この場合、事務局は、必要に応じて施設や事業者等からヒアリングを行う。市町村が実施する場合は、都道府県の協力を得て行う。

- ① 子どもの事故当日の健康状態など、体調に関すること等（事例によ

つては、家族の健康状態、事故発生の数日前の健康状態、施設や事業の利用開始時の健康状態の情報等)

- ② 死亡事故等の重大事故に至った経緯
- ③ 都道府県又は市町村の指導監査の状況等
- ④ 事故予防指針の整備、研修の実施、職員配置等に関するこ (ソフト面)
- ⑤ 設備、遊具の状況などに関するこ (ハード面)
- ⑥ 教育・保育等が行われていた状況に関するこ (環境面)
- ⑦ 担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の状況に関するこ (人的面)
- ⑧ 事故発生後の対応 (各施設・事業者等及び行政の対応)
- ⑨ 事故が発生した場所の見取り図、写真、ビデオ等

(2) 資料準備

- ① 「(1) 情報収集」で収集した情報に基づき、事実関係を時系列にまとめ、上記(1)の内容を含む「事例の概要」を作成する。
「事例の概要」には、その後、明らかになった事実を隨時追記していく、基礎資料とする。
- ② 当該施設・事業所等の体制等に関する以下のアからオの内容を含む資料を作成する。
 - ア 当該施設・事業所等の組織図
 - イ 職種別職員数
 - ウ 利用こども数
 - エ クラス編成等の教育・保育体制等
 - オ その他必要な資料
- ③ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。
- ④ その他(検証委員会の設置要綱、委員名簿、報道記事等)の資料を準備する。

2 事例の内容把握

会議初回には、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の内容を以下の項目に留意し、把握する。

(1) 確認事項

- ① 検証の目的
- ② 検証方法 (関係者ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の

確認、問題点・課題の抽出、問題点・課題に関する提案事項の検討、報告書の作成等)

③ 検証スケジュール

(2) 事例の内容把握

- ① 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。
- ② 疑問点や不明な点を整理する。

3 問題点・課題の抽出

事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事故等の重大事故が発生したのか、本事例が発生した背景、対応方法、組織の体制、その他の問題点・課題を抽出し、再発防止につなげる。

抽出の過程で、さらに事実関係を明確化する必要がある場合、事務局又は検証委員会によるヒアリングや現地調査等を実施する。

この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき建設的な議論を行うことが期待される。

4 検証委員会における提言

事例が発生した背景、対応方法、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、具体的な対策を講ずべき主体ごとに提言を行う。

なお、各施設・事業者等の対応など早急に改善策を講じる必要がある場合、検証の経過において、まず早急に講ずべき改善策について、提言を行うことを考える必要がある。

その際、提言を受けた都道府県、市町村及び各施設・事業者等は、検証の全体の終結を待たずにできるだけ早急に具体的な措置を講じることも考える必要がある。

5 報告書

(1) 報告書の作成

- ① 事務局は、報告書に盛り込むべき以下のアからケの内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。

ア 検証の目的

イ 検証の方法

ウ 事例の概要

エ 明らかとなった問題点や課題

オ 問題点や課題に対する提案（提言）

カ 今後の課題

キ 会議開催経過

ク 検証組織の委員名簿

ケ 参考資料

② 報告書の内容を検討、精査する。

③ 検証組織は報告書を取りまとめ、都道府県又は市町村に提出する。

（2）公表

各施設・事業所等における死亡事故等の重大事故について検証を行うことは、その後の事故の再発防止に密接に関連するものであり、事故に遭ったこどもや保護者の意向にも配慮しつつ、原則として検証結果は公表すべきである。

公表に当たっては、個人が特定される情報は削除するなど、プライバシーの保護について十分配慮する。

なお、公表の際には国に報告書を提出する。

（3）提言を受けての具体的な措置等

都道府県又は市町村は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講じるとともに、講じた措置及びその実施状況について、自ら適時適切に点検・評価する。

また、各施設・事業者等が講じた措置及びその実施状況についても、都道府県又は市町村が適時適切に点検・評価する。

第3 検証に係る指導監査等の実施について

1 死亡事故等の重大事故が発生した場合の指導監査等について

死亡事故等の重大事故が発生した場合、必要に応じて事前通告なく、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）に基づく指導監査、児童福祉法に基づく指導監査及び指導監督、子ども・子育て支援法に基づく指導監査（以下「指導監査等」という。）を実施する。

また、指導監査等の実施については、以下の「指導監査等の対象となる施設・事業、実施主体、根拠法及び監査指針等」を参照すること。

2 第2の1（1）の情報収集については、死亡事故等の重大事故の発生前

までに実施した指導監査等の状況及び当該事故に係る指導監査等の結果を活用し、事実関係を整理する。

3 死亡事故等の重大事故が発生した各施設・事業に対する当該事故後の指導監査等においては、当該事故と同様の事故の再発防止策がとられているかなど、検証結果を踏まえた措置等についても確認すること。

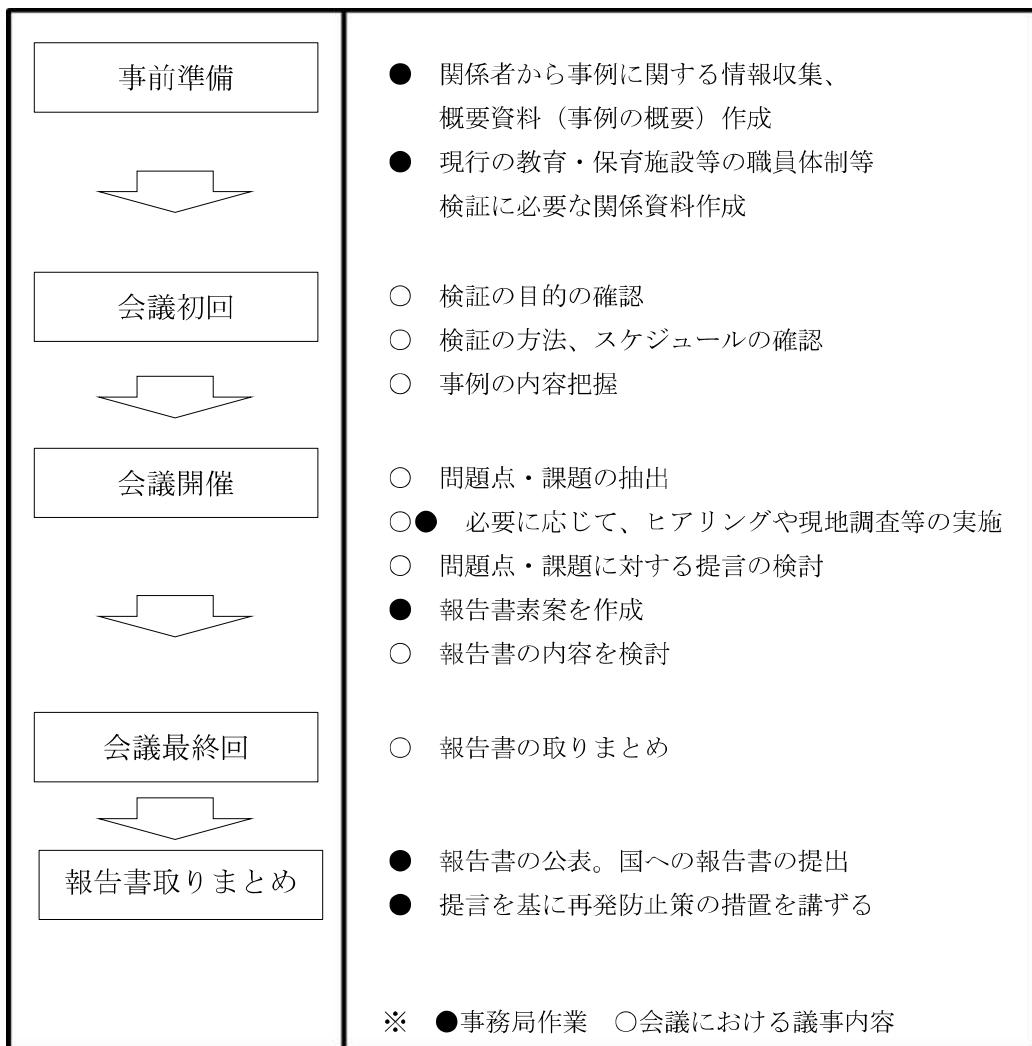
○ 指導監査等の対象となる施設・事業、実施主体、根拠法及び監査指針等

施設・事業	指導監査等の実施主体	根拠法	監査指針等
・特定教育・保育施設 ・特定地域型保育事業	市町村	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成27年12月7日、府子本第390号、27文科初第1135号、雇児発1207第2号）
幼保連携型認定こども園(※)	都道府県 指定都市 中核市	認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成27年12月7日、府子本第373号、27文科初第1136号、雇児発1207第1号）
保育所(※)	都道府県 指定都市 中核市	児童福祉法	児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日、児発第471号）
地域型保育事業	市町村	児童福祉法	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（平成27年12月24日、雇児発1224第2号）
・認可外保育施設 ・認可外の居宅訪問型保育事業	都道府県 指定都市 中核市	児童福祉法	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日、雇児発第177号）

(※) 上記の表のうち、幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県と市町村の双方が指導監査等を実施することになるが、この場合、都道府県と市町村は互いに連携して指導監査等を実施する。

(参考) 検証の進め方の例

検証は、以下の図のような流れで実施する。



【問合せ先】

- 事後的な検証全般に関すること
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL : 03-6858-0183
- 保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL : 03-6858-0058
- 特定地域型保育事業に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
TEL : 03-6858-0058
- 幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関すること
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL : 03-6734-2966
- 延長保育事業に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL : 03-6858-0048
- 放課後児童クラブに関すること
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL : 03-6861-0303
- 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業に関すること
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL : 03-6861-0224
- 一時預かり事業及び乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL : 03-6858-0078
- 病児保育事業に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL : 03-6858-0056
- ファミリー・サポート・センター事業に関すること
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL : 03-6861-0519
- 産後ケア事業に関すること
こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
TEL : 03-6862-0413
- 認可外保育施設（全類型）に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL : 03-6858-0133

○小金井市学童保育所条例

昭和47年4月1日条例第10号

改正

昭和48年4月6日条例第16号
昭和48年4月28日条例第18号
昭和49年3月31日条例第8号
昭和49年10月17日条例第29号
昭和51年4月1日条例第12号
昭和51年8月19日条例第27号
昭和52年4月2日条例第3号
昭和53年4月1日条例第4号
昭和54年3月30日条例第9号
昭和55年3月31日条例第6号
昭和57年4月1日条例第14号
昭和59年4月1日条例第8号
昭和62年3月26日条例第5号
平成元年12月27日条例第31号
平成10年12月22日条例第43号
平成11年3月26日条例第13号
平成13年3月2日条例第19号
平成21年9月30日条例第30号
平成23年9月22日条例第17号
平成25年9月24日条例第36号
平成26年9月24日条例第28号
平成27年9月25日条例第37号
平成31年3月27日条例第5号
令和元年9月26日条例第27号
令和2年6月23日条例第19号
令和2年12月21日条例第35号

令和3年9月27日条例第24号

小金井市学童保育所条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に居住する小学校児童（以下「学童」という。）の健全な育成を図るため、学童保育所を設置することを目的とする。

(名称、位置及び定員)

第2条 学童保育所の名称、位置及び基準定員は、別表のとおりとする。

2 市長は、学童保育所の運営に著しい支障を来すおそれがないと認めるとときは、基準定員を超えて入所を承認することができる。

(対象学童)

第3条 学童保育所は、次の各号の一に該当する学童を保護者の申請に基づいて保育指導する。

- (1) 保護者の労働、疾病等の理由により適切な保育を受けられない者
- (2) その他市長が入所を適當と認めた者

(入所制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する学童は、入所することができない。

- (1) 感染性又は悪性の疾病を有する者
- (2) 心身が虚弱で保育に耐えないと認められる者
- (3) その他市長が入所を不適當と認めた者

(入所の承認)

第5条 学童保育所に入所させようとする学童の保護者は、市長の承認を受けなければならない。

(入所承認の取消し)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、前条の承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1号又は第2号に該当したとき。
- (2) 入所手続に偽りがあつたとき。
- (3) その他市長が入所を不適當と認めたとき。

(休所日)

第7条 学童保育所の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日

(4) 12月29日から同月31日まで

(保育時間)

第8条 学童保育所の保育時間は、下校時から午後6時までとする。ただし、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条の休業日（前条に規定する休所日を除く。）にあつては、午前8時から午後6時までとする。

2 市長は、保育時間を午後7時まで延長することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、保育時間を変更することができる。

(育成料及び延長育成料)

第9条 学童保育所における学童の育成に要する費用（以下「育成料」という。）は、学童1人当たり月額9,000円とする。ただし、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は前年度の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税である世帯（保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により市町村民税を課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。）の世帯をいう。）の学童の育成料は、無料とする。

(2) 前号に該当する世帯を除き、前年度の市町村民税の課税標準額が1,500,000円未満である世帯の学童1人当たりの育成料は、月額3,000円とする。

(3) 前2号に該当する世帯を除き、前年度の市町村民税の課税標準額が3,000,000円未満である世帯の学童1人当たりの育成料は、月額5,000円とする。

(4) 前3号に該当する世帯を除き、前年度の市町村民税の課税標準額が5,000,000円未満である世帯の学童1人当たりの育成料は、月額7,000円とする。

2 育成料のほか、前条第2項の規定による延長保育を利用した学童の育成に要する費用（以下「延長育成料」という。）は、学童1人当たり月額2,000円とする。ただし、前項第1号に該当する世帯の学童の延長育成料は、無料とする。

(育成料及び延長育成料の徴収並びに減額及び免除)

第10条 育成料及び延長育成料は、保護者から徴収する。ただし、市長が経済的困難その他特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(職員)

第11条 学童保育所に必要な職員を置く。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前にすでに学童保育をうけている学童は、この条例に基づき入所したものとみなす。

付 則（昭和48年4月6日条例第16号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年4月28日条例第18号抄）

(施行期日)

この条例は、昭和48年4月30日から施行する。（後略）

付 則（昭和49年3月31日条例第8号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和49年10月17日条例第29号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年1月1日から施行する。

付 則（昭和51年4月1日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表中小金井市立さくらなみ学童保育所の定員に関する改正規定は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則（昭和51年8月19日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年4月2日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和53年4月1日条例第4号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和54年3月30日条例第9号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則（昭和55年3月31日条例第6号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和57年4月1日条例第14号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則（昭和59年4月1日条例第8号）

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月26日条例第5号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成元年12月27日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後的小金井市学童保育所条例の別表に係る規定は、平成2年度以後の基準定員について適用し、平成元年度以前の基準定員については、なお従前の例による。

付 則（平成10年12月22日条例第43号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成11年3月26日条例第13号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成13年3月2日条例第19号）

この条例は、平成13年10月1日から6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則（平成21年9月30日条例第30号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年9月22日条例第17号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年9月24日条例第36号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年9月24日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の改正規定並びに次項及び第3項の規定は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、改正後的小金井市学童保育所条例（以下「新条例」という。）第1条の規定の適用については、同条中「小学校児童」とあるのは「小学校低学年児童」とする。
- 3 当分の間、新条例第3条の規定の適用については、同条中「次の各号の一に該当する学童を保護者の申請に基づいて保育指導する」とあるのは「第1学年から第3学年までの学童で、次の各号の一に該当する者を保護者の申請に基づいて保育指導する。ただし、心身に障害を有する学童については、第4学年までの者とする」とする。

付 則（平成27年9月25日条例第37号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月27日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後的小金井市学童保育所条例の規定は、平成31年4月以後の月分の育成料及び延長育成料について適用し、同年3月以前の月分の育成料及び延長育成料については、なお従前の例による。

付 則（令和元年9月26日条例第27号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年6月23日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第10条の規定は、令和2年3月分以後の育成料及び延長育成料について適用する。

付 則（令和2年12月21日条例第35号）

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

付 則（令和3年9月27日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後的小金井市学童保育所条例の規定は、令和4年4月以後の月分の育成料及び延長育成料について適用し、同年3月以前の月分の育成料及び延長育成料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

名称	位置	基準定員
小金井市立たまむし第1学童保育所	小金井市東町四丁目25番7号	60人
小金井市立たまむし第2学童保育所	小金井市東町四丁目25番7号	30人
小金井市立あかね第1学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番33号	40人
小金井市立あかね第2学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番33号	40人
小金井市立あかね第3学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番33号	40人
小金井市立あかね第4学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番38号	40人
小金井市立あかね第5学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番38号	40人
小金井市立ほんちょう学童保育所	小金井市本町五丁目4番25号	60人
小金井市立さくらなみ第1学童保育所	小金井市本町一丁目2番13号	60人
小金井市立さくらなみ第2学童保育所	小金井市本町一丁目2番13号	50人
小金井市立さわらび第1学童保育所	小金井市貫井南町三丁目6番27号	60人
小金井市立さわらび第2学童保育所	小金井市貫井南町三丁目6番27号	30人
小金井市立たけとんぼ第1学童保育所	小金井市桜町二丁目3番60号	55人
小金井市立たけとんぼ第2学童保育所	小金井市桜町二丁目3番60号	35人
小金井市立まえはら第1学童保育所	小金井市前原町三丁目3番16号	60人

小金井市立まえはら第2学童保育所	小金井市前原町三丁目3番16号	30人
小金井市立みどり第1学童保育所	小金井市緑町四丁目18番25号	60人
小金井市立みどり第2学童保育所	小金井市緑町四丁目18番25号	20人
小金井市立みなみ第1学童保育所	小金井市前原町二丁目2番21号	40人
小金井市立みなみ第2学童保育所	小金井市前原町二丁目2番21号	40人

○小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月24日条例第27号

改正

平成30年6月29日条例第29号

令和元年6月24日条例第16号

令和2年3月24日条例第7号

令和2年6月23日条例第18号

令和5年3月28日条例第9号

令和6年12月19日条例第29号

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。

(2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。

(3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最

低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
- 3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者的人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設ければなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るために、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業

所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項の設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市もしくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

（1）保育士の資格を有する者

（2）社会福祉士の資格を有する者

（3）学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

（5）学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

（6）学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適當と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適當と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要な事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条の運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、

速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 当分の間、この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（以下「既存事業所」という。）については、第9条第2項の規定は、適用しない。

(職員に関する経過措置)

3 この条例の施行の日から当分の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（放課後児童健全育成事業者に新たに採用された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。

(児童の数に関する経過措置)

4 当分の間、既存事業所については、第10条第4項（一の支援の単位を構成する児童の数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

付 則（平成30年6月29日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和元年6月24日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月24日条例第7号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年6月23日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月28日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

付 則（令和6年12月19日条例第29号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○プール等取締条例

昭和五〇年三月一二日条例第二二号

プール等取締条例を公布する。

プール等取締条例

水泳場及びプール取締条例（昭和二十四年東京都条例第五十五号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、市町村（八王子市及び町田市を除く。）の存する区域におけるプール及び水泳場（以下「プール等」という。）の構造及び維持管理等について必要な規制を行うことにより、公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とする。

（昭五二条例九六・平一八条例一七〇・平二二条例一〇二・一部改正）

（定義）

第二条 この条例において「プール」とは、容量五十立方メートル以上の貯水槽を設け、公衆に水泳又は水浴をさせる施設（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場（以下単に「公衆浴場」という。）を除く。）をいう。

2 この条例において「水泳場」とは、河海等に区域を定めて公衆に水泳をさせる場所をいう。

（平一六条例七二・一部改正）

（許可等）

第三条 プール等を経営しようとする者は、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園において専ら当該学校の幼児、児童、生徒若しくは学生又は当該幼保連携型認定こども園の園児を対象とするプール（以下「学校プール」という。）を経営しようとする者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による学校プールを経営しようとする者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 知事は、第一項の規定により許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、許可をしなければならない。

一 貯水槽は、不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とし、オーバーフロー溝を設けること。また、水泳者の見やすい場所に水深

を明示すること。

- 二 プールサイドは、不浸透性材料を用い、水際の部分は、滑り止めの構造とすること。
- 三 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。
- 四 給水設備は、給水管にプール水（プールに設けられた公衆に水泳又は水浴をさせるための貯水槽に貯水されている水をいう。）が逆流しないような構造とすること。
- 五 排水設備は、排水が短時間に行える能力を有すること。また、排水口及び循環水取入口には、堅固な金網、鉄格子等を設けること。
- 六 男子用及び女子用の更衣所及び便所を設け、外部から見通すことのできないような構造とすること。
- 七 応急措置のできる設備を有する救護所を設けること。
- 八 救命浮輪、麻なわその他の適当な救命器具を備えた監視所を設けること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 知事は、第一項の規定により許可をするに当たつては、公衆衛生又は安全の確保のため必要な限度において、条件を付することができる。

（平五条例一七・平一六条例七二・平一九条例一一七・平二七条例五一・一部改正）

（地位の承継）

第三条の二 前条第一項の規定により経営の許可を受けた者（以下「許可経営者」という。）が当該経営を譲渡し、又は許可経営者について相続、合併若しくは分割（当該経営を承継させるものに限る。）があつたときは、当該経営を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可経営者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

（平一六条例七二・追加、令五条例八四・一部改正）

（手数料）

第四条 第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、許可申請の際、手数料一万六千九百円を納めなければならない。ただし、知事は、国又は地方公共団体から申請があつたとき、その他知事において特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（昭五二条例九六・昭五五条例三六・昭五九条例四〇・平四条例六八・平一二条例一二五・平一六条例七二・一部改正）

（措置の基準）

第五条 許可経営者及び第三条第二項の規定により届出をした者（以下「届出経営者」という。）は、プール等における公衆衛生及び安全の確保に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 施設内は、常に整とんし、水泳者が利用する場所は、毎日一回以上清掃すること。
- 二 危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。
- 三 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用者の注意事項を表示すること。
- 四 伝染性疾患にかかつている者、泥酔者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- 五 閉場後は、直ちに施設を点検し、異常の有無を確認すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（平一六条例七二・一部改正）

（小規模プールの管理）

第五条の二 小規模プール（容量五十立方メートル未満の貯水槽を設け、公衆に水泳又は水浴をさせる施設（プール及び公衆浴場を除く。）をいう。）を経営する者は、当該施設を第三条第三項に規定する基準に適合させるよう努めるとともに、前条に規定する措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六条例七二・追加）

（管理者の設置）

第六条 許可経営者は、第五条の規定による必要な措置を講ずるため、施設ごとに専任の管理者を置かなければならぬ。ただし、自ら管理するときは、この限りでない。

（平一六条例七二・一部改正）

（報告の徴収及び立入検査）

第七条 知事は、必要があると認めるときは、許可経営者、届出経営者、管理者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、プール等に立ち入り、その構造設備若しくは第五条の規定による措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、環境衛生監視員と称し、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（使用停止及び措置命令）

第八条 知事は、第三条第一項の規定による許可に係る施設が、同条第三項に規定する基準に適合しないと認めるとき、又は許可経営者、届出経営者若しくは管理者が第五条に規定する措置の基準に違反したと認めるときは、期間を定めて、当該プール等の使用停止を命じ、又は公衆衛生上若しくは安全の確保上、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（許可の取消し）

第九条 知事は、許可経営者が、次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の規定による許可を取り消すことができる。

- 一 第三条第四項の規定により付した条件に違反したとき。
- 二 第六条の規定に違反したとき。
- 三 前条の規定による命令に違反したとき。

(罰則)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は十万元以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反してプール等を経営した者

二 第八条の規定による命令に違反した者

(令六条例一三五・一部改正)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、五万元以下の罰金に処する。

一 第三条第二項の規定に違反して学校プールを経営した者

二 第五条の規定に違反した者

三 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第十四条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の水泳場及びプール取締条例（以下「旧条例」という。）によりなされている許可又は許可申請は、この条例によりなされた許可（旧条例による許可の有効期間中に限る。）又は許可申請とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五二年条例第九六号）

この条例は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和五五年条例第三六号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年条例第四〇号）

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（平成四年条例第六八号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年条例第一七号）

1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のプール等取締条例第三条第一項の規定によりなされている許可は、この条例による改正後のプール等取締条例第三条第一項の規定によりなされた許可とみなす。

附 則（平成一二年条例第一二五号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第七二号）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のプール等取締条例（以下「旧条例」という。）第三条第一項の規定によりプール等の経営の許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、この条例による改正後のプール等取締条例第三条第三項第四号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、プール等を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定によりなされているプール等の経営の許可の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年条例第一七〇号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第一一七号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一九年一二月二六日）

附 則（平成二二年条例第一〇二号）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年条例第五一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のプール等取締条例（以下「旧条例」という。）第三条第二項の規定により学校プールの経営の届出をした学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校（以下「学校等」という。）を設置している者が、当

該学校等の施設又は設備を用いて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を設置した場合には、旧条例第三条第二項の届出を、この条例による改正後のプール等取締条例第三条第二項の届出とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年条例第八四号）

（施行期日）

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝令和五年一二月一三日）

（経過措置）

2 この条例による改正後のプール等取締条例第三条の二の規定は、この条例の施行の日前にプール等取締条例第三条第一項に規定する経営の許可を受けた者から当該経営の譲渡があった場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和六年条例第一三五号）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。